

資料

鳴門市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条に基づき、鳴門市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となる措置について協議するため、鳴門市次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 鳴門市次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 行動計画の推進に関すること。
- (3) その他行動計画に関連する次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第2号及び第3号の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議における議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉事務所子どもいきいき課において行う。

(そ の 他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

鳴門市次世代育成支援対策協議会委員名簿

*協議会委員

(50音順)

氏名	所属名・役職名	備考
大野 繁明	鳴門市自治振興連合会福祉部会長	
兼松 宏	社団法人鳴門市医師会副会長	
小西 努	鳴門市幼小中PTA連合会会長	
竹田 仁伸	鳴門市保育所保護者会連合会会長	
多智花 亨	鳴門市社会福祉協議会会長	会長
中川 正幸	鳴門市民生委員児童委員協議会会長	
中津 郁子	国立大学法人鳴門教育大学准教授	副会長
西川 寛	鳴門市民生委員児童委員協議会児童福祉部会長	
浜川 芳満	鳴門商工会議所専務理事	
波里 史子	鳴門市保育協議会会長	
山田 順次	徳島県こども女性相談センター次長	

*アドバイザー

浅野 弘嗣	国立大学法人鳴門教育大学名誉教授 徳島文理大学短期大学部保育科教授・科長	
-------	---	--

次世代育成支援対策行動計画策定経過

年 月 日	内 容
平成21年 6月9日 ～6月25日	「次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施 ○就学前児童 1,500人(郵送) ○小学校児童 1,000人(学校経由)
7月 ～8月	次世代育成支援に関するニーズ調査の集計及び分析 人口推計・保育等ニーズ量の算出
7月3日	第1回 鳴門市次世代育成支援対策ワーキングチーム検討会
8月19日	第1回 鳴門市次世代育成支援対策協議会
9月 ～10月	前期計画に関する施策・事業の進捗状況調査 関係各課ヒアリング
10月6日	第2回 鳴門市次世代育成支援対策ワーキングチーム検討会
11月30日	第3回 鳴門市次世代育成支援対策ワーキングチーム検討会
12月10日	第2回 鳴門市次世代育成支援対策協議会
平成22年 1月9日 ～2月8日	鳴門市次世代育成支援対策行動計画(後期計画 案)に対する 意見募集(パブリックコメント)の実施
3月24日	第3回 鳴門市次世代育成支援対策協議会
3月26日	鳴門市次世代育成支援対策協議会から最終報告

鳴 門 市
次世代育成支援対策行動計画(後期計画)
～子どもたちの未来のために～

平成22年3月 発行

発 行／鳴 門 市

<http://www.city.naruto.tokushima.jp/>

企画・編集／鳴門市 健康福祉部 福祉事務所 子どもいきいき課
〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
Tel:088-684-1225 Fax:088-684-1336

鳴門市も推進しています。

みんなで子育て支援の輪を広げましょう。このマークを覚えてね！

オレンジリボン



・子ども虐待のない社会を目指すものです。

【オレンジリボン憲章】

- 1 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- 2 私たちは、家族の子育てを支援します。
- 3 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- 4 私たちは、地域の連帯を拡げます。

マタニティマーク



- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。
- ・交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどにして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。

くるみん (次世代育成支援認定マーク)



- ・次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣の認定を受けることができます。
- ・認定を受けた場合、認定マークを求人広告や商品等につけることができ、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることが広く周知され、企業等のイメージがアップします。

NARUTO



CITY